



DVを許さない 社会を 目指しましょう



11月12日から25日は女性に対する暴力をなくす運動週間です。どんな理由があっても暴力は許されません。一人で悩まず、ご相談ください。

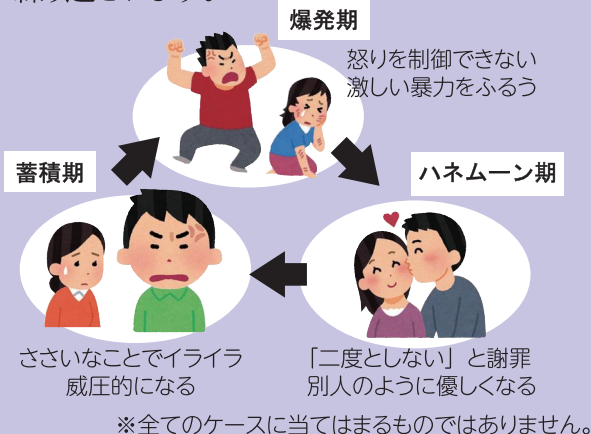
ドメスティック バイオレンス(DV)とは

用語の明確な定義はありませんが、「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多く、右の5つの形態に分けられます。男性が被害に遭う場合もありますが、被害者の多くは女性です。

身体的暴力	殴る、蹴る、髪を引っ張る、首を絞めるなど
精神的暴力	大声で怒鳴る、無視する、言動で心を傷つけるなど
経済的暴力	生活費を渡さない、外で働くことを妨害するなど
性的暴力	嫌がっているのに性的行為を強要するなど
社会的隔離	自由に外出させない、交遊関係を制限するなど

暴力のサイクル

DVにはサイクルがあるといわれています。加害者は、暴力をふるった後に、一転して「二度としない」と何度も謝ったり、優しくしたり、といった行動をとることがあり、その様子に被害者は「今度こそ変わってくれるかも」「これが本当の彼だ」などと考えてしまいます。しかし、それは長くは続かず、またイライラと不機嫌になり、暴力が始まるというサイクルが繰り返されます。



一人で悩まずに 相談しましょう

DVは犯罪です。自分自身や子どもの安全・将来のことを第一に考え、一人で抱え込まず、まずは相談してください。

また、身近な人がパートナーからの暴力で悩んでいる場合、それはDVだと伝え、相談機関へ連絡するよう勧めてください。

相談先	電話番号
子ども家庭支援課	☎382-9140 平日 8時30分～17時15分
三重県配偶者暴力相談支援センター(三重県女性相談所)	☎059-231-5600 月・火・木・金 9時～17時 水 9時～20時
三重県男女共同参画センターフレンテみえ	☎059-233-1133 火～日 9時～12時 火・金～日 13時～15時30分 木 17時～19時
みえ性暴力被害者相談支援センターよりこ	☎059-253-4115 平日 10時～17時
鈴鹿警察署	☎380-0110【代表】



女性に対する 暴力をなくす運動 啓発活動

と き 11月13日(土)16時から

ところ 三重交通Gスポーツの杜鈴鹿
サッカー・ラグビー場メイングラウンド

内 容 第23回日本フットボールリーグ第31節
鈴鹿ポイントゲッターズVSヴィアティン三重
戦の会場入場の際に啓発物品を配布します。

※新型コロナウイルス感染予防のため消毒液の設置
など、衛生面には十分留意して行います。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、中止となる場合があります。